

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2002-202756(P2002-202756A)

【公開日】平成14年7月19日(2002.7.19)

【出願番号】特願2001-330199(P2001-330199)

【国際特許分類第7版】

G 09 G 3/30

G 09 F 9/30

G 09 G 3/20

H 05 B 33/14

【F I】

G 09 G 3/30 K

G 09 F 9/30 3 3 8

G 09 F 9/30 3 6 5 Z

G 09 G 3/20 6 2 3 B

G 09 G 3/20 6 2 4 B

G 09 G 3/20 6 4 1 D

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月25日(2004.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】表示装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の薄膜トランジスタとEL素子とを有する画素と、

信号線と、

前記第1の薄膜トランジスタが形成された基板と同一基板上に前記第1の薄膜トランジスタと同時に形成された第2の薄膜トランジスタと、

オペアンプとを有し、

前記第2の薄膜トランジスタは、ダイオード接続されて前記オペアンプの入力に接続され、

前記オペアンプの出力は、前記信号線に接続され、

前記第1の薄膜トランジスタのゲートには、前記信号線から信号が入力され、

前記第1の薄膜トランジスタのドレイン電流によって、前記EL素子に流れる電流が制御されることを特徴とする表示装置。

【請求項2】

第1の薄膜トランジスタとEL素子とを有する画素と、

信号線と、

前記第1の薄膜トランジスタと特性が等しい第2の薄膜トランジスタと、
オペアンプとを有し、

前記第2の薄膜トランジスタは、ダイオード接続されて前記オペアンプの入力に接続され、

前記オペアンプの出力は、前記信号線に接続され、

前記第1の薄膜トランジスタのゲートには、前記信号線から信号が入力され、

前記第1の薄膜トランジスタのドレイン電流によって、前記EL素子に流れる電流が制御されることを特徴とする表示装置。

【請求項3】

第1の薄膜トランジスタとEL素子とを有する画素と、
信号線と、

前記第1の薄膜トランジスタと極性、閾値電圧、実効移動度、及びゲート絶縁膜の単位面積あたりの静電容量が等しい第2の薄膜トランジスタと、
オペアンプとを有し、

前記第2の薄膜トランジスタは、ダイオード接続されて前記オペアンプの入力に接続され、

前記オペアンプの出力は、前記信号線に接続され、

前記第1の薄膜トランジスタのゲートには、前記信号線から信号が入力され、

前記第1の薄膜トランジスタのドレイン電流によって、前記EL素子に流れる電流が制御されることを特徴とする表示装置。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項において、

前記信号線は、第3の薄膜トランジスタを介して一定の電位が与えられることを特徴とする表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項において、

前記表示装置を用いたことを特徴とする電子機器。

【請求項6】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項において、

前記表示装置を用いたことを特徴とするビデオカメラ、デジタルカメラ、ヘッドマウントディスプレイ、画像再生装置、ゲーム機、ナビゲーションシステム、パーソナルコンピュータ、携帯情報端末、携帯電話または電子書籍。